

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系配管点検時、同配管に内面ライニングの欠陥(剥離、ピンホール) 3箇所が認められたため、当該欠陥部を補修。	D	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A系)交流発電機点検において、反直結側軸受け下半メタルに変形(つぶれ)が認められたため、当該メタルを補修。	D	
3	2号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器温度検出器点検時、安全処置(ジャンパー)をせずに入力ケーブルを外したため、同系再循環ポンプ(B)が入口流量低により停止したことから、ケーブルを復旧後、ポンプを再起動、対応検討。	C	
4	2号機	主発電機交流励磁機用変流器回路点検において、端子台ボックス端子間の仕切り部に破損(ひび)が認められたため、当該端子台を交換。	D	
5	2号機	計装用圧縮空気系空気除湿装置(A)再生用送風機点検において、回転子軸及びファンベルト用プーリー嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
6	2号機	主復水器(A、B、C)渦流探傷検査及び目視検査において、伝熱管162本に減肉及び不入管が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
7	2号機	タービン建屋レイダウン用クレーン(A)(南側10ton)において、月次点検を行わずに使用していたことが認められたため、対応検討。	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分 I	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分 II	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分 III	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡回点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353